

学校いじめ防止基本方針

岸和田市立旭小学校

平成 29 年 4 月 1 日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「誠実で強く生きぬく児童をそだてる」を教育目標に据え、人権教育目標を「一人ひとり、お互いの人権を大切にし、ともに生きる子どもを育てる」として、相手の立場に立って考え行動し自分の考えに自信を持って相手に思いを伝えられる児童の育成に努めてきている。それを達成するために「仲間づくり・平和教育・男女共生・キャリア教育」の4本柱に重点をおいて取り組んでいる。様々な教育活動を通して、お互いがかけがえのない大切な人であることに気づき、一人ひとりの命や仲間を大事にすることは素晴らしいことであると学んできた。しかし、普段の何気ない言動や、校外での人間関係づくりに課題は多い。あらゆる機会を通して豊かな人権感覚を育てていく必要がある。

いじめは重大な人権侵害事象である。根絶しなければならない。この認識のもとここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ虐待不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導担当者、各学年主任、
養護教諭、人権教育担当者、対策委員会担当者
必要に応じて外部専門家（スクール Co、SSWなど）

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ虐待不登校対策委員会は、適宜検討会議を開催し、児童の実態把握とともに取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

そのためには、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、職朝を利用して全職員で情報を出し合い実態を共有したり、学年会や生活指導委員会で、対応策を検討したりして、いじめの防止に努める。さらに、日々の児童の様子や生活アンケートなどを活用し、一人ひとりの心や集団の人間関係性の変化を早期につかめるようにする。欠席状況、保健室来室回数等にも、気をつける。地域・保護者からの情報にも耳を傾け、学校協議会委員やPTA実行委員会、学年委員長との連絡等、密にとる。そのうえで、どのような改善を行うのか、新たにどのような取り組みを行うのか、学期毎の部会や職員会議での総括を行い、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを行えるようにする。

また、必要に応じて、適切に外部専門家の助言が得られるよう、窓口を設ける。（生徒指導担当者）

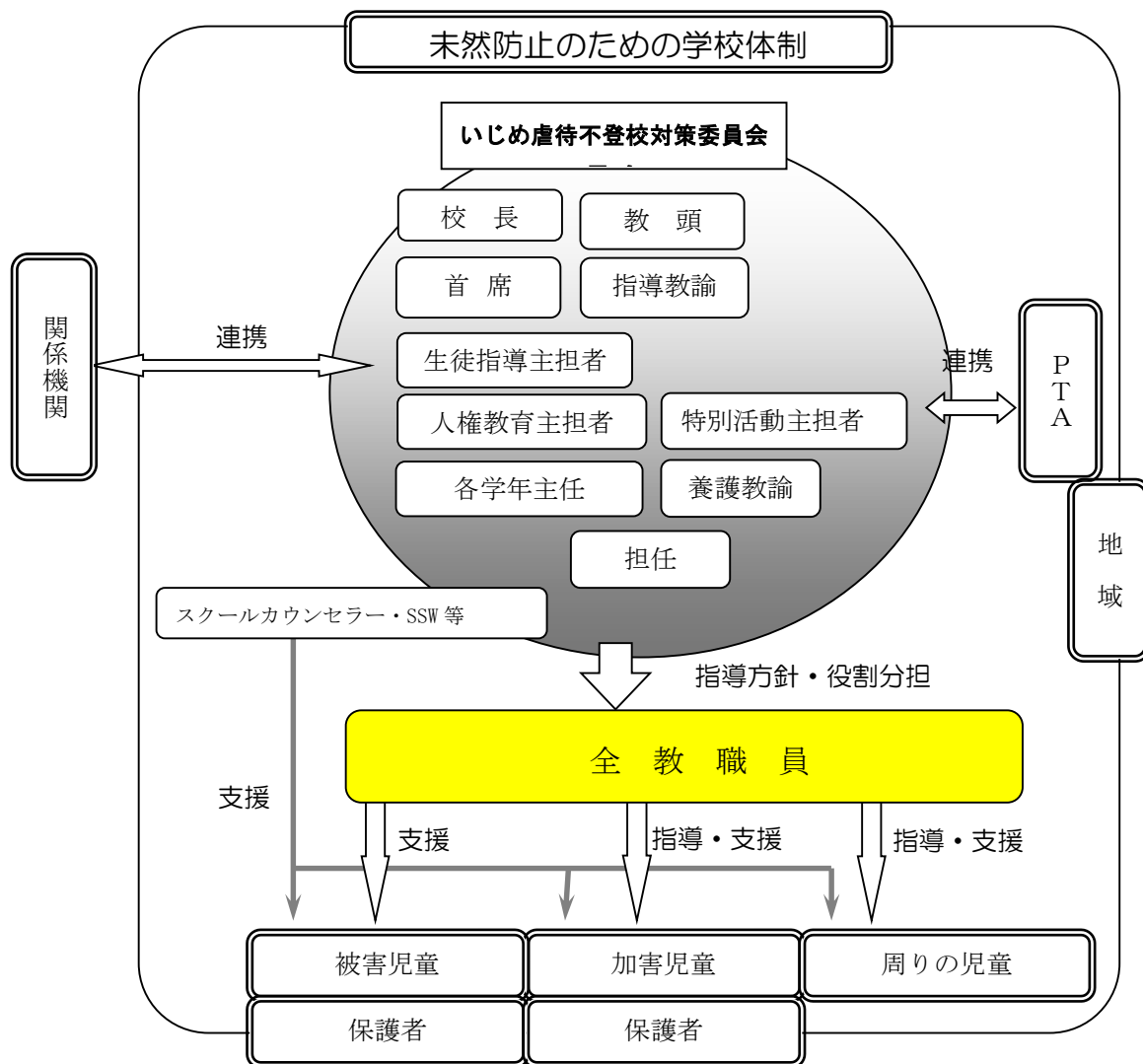
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(いじめ対応プログラムI 67頁より参考)



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、年度初めに、「いじめ防止基本方針」をもとに、いじめ防止のための心得を確認し、お互いに協力して実践していけるよう場と時間の設定を行う。(部会・職員会議)さらに、常に児童の実態把握に努め、早期発見早期対応していけるように、週ごと・学期毎に振り返る機会を設ける。(週末の職朝・学期末反省)・・・

児童に対しては、校長、生徒指導担当者が、全体指導で計画的に行い(全校集会、学年集会、学級指導)、「いじめは絶対にしてはいけないこと」「いじめ防止をみんなで取り組むこと」を教えていく。また、同時に個別指導をその都度、児童の変容に応じて効果的におこなう。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、各教科領域、児童会活動、行事等、あらゆる場面で、人間関係の基本であるお互いの思いを出し合える場(コミュニケーション力の育成)を設定し、達成感や充実感をしっかり感じさせられるようにすることで、児童の自己有用感や自尊感情を育てていく。各部会・推進委員会等の取り組みや学年行事学校行事の場を「人権教育を深める場」と位置づけることを基本とする。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、個々の児童の思いや児童間の人間関係の変化に気づき、適切に対応していくことが重要である。子ども同士の望ましい人間関係が作れるように、言葉がけ等の支援をする必要がある。指導者によって指導が大きく違わないように、協力し継続して指導していけるようにする。本校では、「みんなで旭の子を育てる」を職員の心得の基本とし、情報の共通を図り取り組んでいく。

分かりやすい授業づくりを進めるために、研究部が中心となって校内研究を推進し、授業者一人ひとりが旭の児童に合った指導ができるようにする。また、日々、研鑽を積み力量を高められるよう、努める。

児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、学級・学年においては、学習班や活動班をうまく利用活用した学習活動内容等を精選して、お互いを知り高めあえる喜びを感じさせられるようにする。さらに、委員会や縦割り班活動を自己有用感や達成感を育てる取り組みとして全校で取り組む。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、道徳や保健の学習を通じて感情のコントロールができるよう取り組みを進める。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、人権全体会等で研修を行う。また、学年がチームとなって指導する機会を増やし、指導する側の意識を高める。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、本校では、縦割り活動を重要な柱とする。幼小連携や委員会活動など、異年齢集団の中で、素直に自分を出し、それをその

まま受け止めてもらえるような場を多く設定していく。

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳や人権学習で、学年に合わせた教材を系統的に学習し、自分の言動を振り返りどのように行動すればよいか考えさせる。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが考えられる。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを行う。休み中の生活の変化や友達との関係、本人の体や心の変化の実態を把握するとともに、これからの学校生活に向けて目標を持たせたり、気持ちの切り替えをさせたりする。また、アンケート結果を集約し、全職員で情報の共有を行い、場合によっては教育活動の見直しを行う。

定期的な教育相談としては、主に担任が行う。日常の教育相談としては、全校集会など、全体の場及び各クラス単位で、学年の他の担任、専科担任、養護教諭など、学校の誰にでも相談できることを伝え、安心して学校生活を送れるように配慮する。その際、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 保護者と連携して児童を見守るため、主に担任が密に連絡を取り合い、日々の観察助言支援を行えるようにする。

(3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、「いじめ虐待不登校対策委員会」を置き、校内の組織で対応する。内容によっては、関係諸機関と連携する。(SC・SSW等)

(4) 学校便りやHP、学年通信などにより、相談体制を広く周知する。

また、職員の学期末反省や学校協議会での意見等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、充分注意を払い、厳重に保護する。